

## 土地の埋め立てには 許可が必要です

敷地の外から土砂などを持ち込むには、「つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に定められた許可を取る必要があります。

### ■条例の適用を受ける事業

駐車場の整備や宅地造成、盛土、谷津田の埋め立てなど、土砂などを持ち込む事業区域の面積が5,000㎡未満の場合は、市の許可が必要になります。また、5,000㎡以上の場合は茨城県の許可が必要になります。事業の計画がある場合には、手続きが必要になりますので必ず事前に相談してください。

### ■事業主・事業施工者の責務

事業主や事業施工者は、施工時に土壌の汚染や災害の発生などを未然に防ぎ、事業内容について事前に公開、周知する必要があります。

### ■土地所有者の責務

土地所有者は、定期的に施工状況の把握を行う必要があり、不適切な事業が行われた場合には、勧告や措置命令などを受けることがありますので、土地の埋め立てなどについて安易な同意はせず、必ず事業主などから十分な説明を受けた上で、慎重に判断してください。

### ■土砂などの持ち込みを見かけたら

本市では、不適切な埋め立てなどの行為を防ぐためパトロールを行っています。市民の皆さまからの情報提供をお願いします。不審な埋め立てなどを見かけたら、生活環境課までご連絡ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。



☎ 谷和原庁舎生活環境課（内線 3306）

## 市役所で 働いてみませんか？

会計年度任用職員として市役所で働く方を、登録制度により随時受け付けています。

### ■会計年度任用職員とは

会計年度（4月1日～3月31日）を超えない範囲で置かれる非常勤職員です。

### ■登録制度とは

会計年度任用職員として働くことを希望する方に、あらかじめ希望する職種や勤務時間などを登録していただき、会計年度任用職員が必要になったときに登録者の中から条件に合う方を市の担当者が選考し、面接した上で任用させていただく制度です。

### ■登録から任用までの流れ

①伊奈庁舎総務課へ「会計年度任用職員登録申込書」を提出してください。登録申込書は、総務課、谷和原庁舎市民窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

②担当課から面接の連絡をします。

③担当課と面接を受けてください。後日、担当課から面接試験結果を連絡します。

④合格となった場合、会計年度任用職員として任用されます。

※登録期間内に採用されない場合がありますので、ご了承ください。

※登録期間は、登録された日の翌年度末まで有効です。

### ■勤務条件

▶勤務日数・時間：週1日から週5日程度で、週35時間以内の勤務

※配属される職場や職務内容によって異なります。

▶報酬：職種によって異なります。一部の職種については、右表のとおりです。

▶勤務場所：伊奈庁舎、谷和原庁舎ほか市内各施設

1日7時間、週5日勤務  
(地域手当相当分を含む)の場合

職種(例)	時給	報酬(年間)	期末手当 (6、12月期)
一般事務員	951円	160万円	23万円
保育士、 幼稚園教諭 (担任と同程 度の業務)	1,273円	220万円	31万円
司書	1,017円	170万円	24万円

(令和4年12月1日時点)

▶期末手当：任期6カ月以上および週15時間30分以上の勤務の場合、支給されます。

▶社会保険など：勤務条件により、健康保険、厚生年金、労働保険の適用があります。

☎ 伊奈庁舎総務課（内線 2103）

## Jアラートの伝達試験を 実施します

全国瞬時警報システム（Jアラート）の伝達試験を実施します。この放送は、Jアラートによる情報伝達時の不具合の発生を抑制し、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達ができるか確認するものです。

なお、防災行政無線に連動して、防災アプリや登録制メール、SNSなどにも配信されるので、あらかじめご了承ください。

▶実施日時：2月15日(水) 午前11時

▶訓練放送内容

♪上りチャイム♪

「これは、Jアラートのテストです」×3回  
「こちらは、ぼうさいつくばみらいです」

♪下りチャイム♪

※全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、内閣官房から人工衛星などを通じて瞬時に防災行政無線からお伝えするシステムです。

☎ 伊奈庁舎防災課（内線 2502）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント